

書類審査

令和元年度 子牛預かり施設管理事業運営補助金

評価表

NO.

28

所管部課名	農林水産部畜産課	担当者	高原 幸浩					
事務事業名	畜産経営安定支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱等							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	2,250 千円	国県支出金 千円	一般財源 2,250 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	肉用牛生産額		9 億円		令和5年度			
成果指標②	繁殖雌牛頭数		4,800 頭		令和5年度			
補助対象者	北さつま農業協同組合							
補助対象経費	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図る経費に要する一部助成。							
補助対象事業・活動の内容	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図る。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助金額＝預託頭数：10,000円/頭							
上記項目の積算方法	行政（薩摩川内市、さつま町）、JA北さつま、農家負担金とも10,000円/頭							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	6,810,000	60.5%	6,250,000	60.6%	6,325,000	61.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	2,700,000	24.0%	2,480,000	24.0%	2,575,000	24.8%
		寄付金・その他助成	4,110,000	36.5%	3,770,000	36.5%	3,750,000	36.1%
		市補助金	1,990,000	17.7%	1,620,000	15.7%	1,600,000	15.4%
		さつま町補助金	2,450,000	21.8%	2,450,000	23.7%	2,450,000	23.6%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	11,250,000	100.0%	10,320,000	100.0%	10,375,000	100.0%
	支出	事業費	11,250,000	100.0%	10,320,000	100.0%	10,375,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	11,250,000	100.0%	10,320,000	100.0%	10,375,000	100.0%	
	支出計/前年度支出計				91.7%		100.5%	
自己資金/前年度自己資金				91.8%		101.2%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		2		2		2		
成果指標の推移①		7.3 億円		8.6 億円		9.0 億円（見込）		
成果指標の推移②		4,691 頭		4,797 頭		4,765 頭		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続							
	【事業のPR方法】甌地域の子牛は当該施設に全頭預託している。							
	【費用対効果】甌地域の子牛を全頭預託することで、子牛の商品性向上が図られ、また、子牛セリ市開催の際、フェリー輸送時の欠航等のリスク（子牛セリ市欠場）が軽減され、費用対効果は高い。							
	【補助事業以外の事業】優秀種雄牛造成推進事業、特別農協有牛導入等事業利子補給事業、口蹄疫経営維持緊急支援資金利子補給事業、畜産経営維持緊急支援利子補給事業							
	【その他】本年度から管理運営者のJA北さつまで、入来・さつま両子牛預かり施設とも1頭当たり10,000円の定額補助となった。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	肉用牛生産農家の規模拡大及び労力軽減を図りながら、繁殖雌牛頭数を維持・拡大する上で、また、甌地域の肉用牛振興を図る上でも大変重要な施設である。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	・農家の施設等の過剰投資及び労働力不足を緩和する役割を有している。 ・甌地域の地理的ハンディをカバーするため、子牛は全頭預託しており、経営の安定を図っている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	さつま町とも関係するところもあり、また、肉用牛生産農家の規模拡大及び労力軽減並びに事故防止等に繋がる子牛の預かり施設で、受入れる施設側も農家のニーズに対応した配慮を施しており、農家の経営安定が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	施設整備及び維持管理経費等を市が直接保有するのではなく、JAが有する飼養管理技術等を駆使し、運営費の一部を補助することが得策である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	肉用牛生産農家の施設整備等の過剰投資の抑制及び労力軽減に繋がっており、子牛の商品性向上に伴う所得向上が図られることから妥当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領に規定されており、妥当な基準である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 肉用牛生産農家の規模拡大及び労力軽減特に高齢者の負担軽減、事故防止を図りながら、かつ繁殖雌牛頭数を維持・拡大する上で、また、甌地域の肉用牛振興を図る上でも大変重要な施設であり、所得向上にも寄与しているため。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる子牛預かり施設管理事業運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る補助事業等は、子牛育成施設に預託する子牛の価格安定及び事故発生時の損失の軽減を図るための基金積み立てを行うものであること。

(補助金の額)

第3条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 子牛預かり施設管理事業運営補助金は、子牛育成施設に預託する子牛の価格安定及び事故発生時の損失の軽減を図るための基金積み立てに要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に子牛預かり施設管理事業運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基金積み立てを証する書類（コピー可）
- (2) 基金現在高ほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、子牛預かり施設利用状況をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。